2　法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第三条の二の見出し中「配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第一項中「同じ。）」の下に「又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で同法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）」を加え、「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、「第九条の三の二第一項」の下に「、第三十七条の十一の四第一項」を、「当該配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第二項中「第九条の三の二第一項」の下に「、第三十七条の十一の四第一項」を加え、同条第三項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項及び第七項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第九項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、「なっている当該」の下に「租税条約の」を加え、「ものとされる」を削り、同条第十二項中「これらの規定」を「第一項に規定する配当等及び譲渡収益並びに第三項、第五項、第七項及び第九項」に、「当該配当等」を「これらの配当等及び当該譲渡収益」に改め、同条第十三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表第百七十二条第一項第一号の項中「非居住者に係る」を「分離課税に係る所得税の」に、「税率）又は」を「所得税の税率）又は」に改め、同表第百七十二条第一項第三号の項中「配当等」の下に「又は譲渡収益」を加え、同条第十五項第二号及び第四号中「申告不要第三国団体配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第十七項第一号及び第四号中「特定利子に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第十九項第二号及び第五号中「特定収益分配に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十一項第二号及び第五号中「申告不要特定配当等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十三項第二号及び第五号中「特定懸賞金等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二十五項第二号及び第五号中「特定給付補塡金等に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改める。

第三条の三第一項中「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第二項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第四条第一項中「（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）」、「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第三項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項中「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削る。

第五条の二第一項中「第五条の二の二第一項」を「第五条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「第五条の二第三項」を「第五条の二第三項」に改め、同条第六項中「第五条の二第六項」を「第五条の二の二第六項」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）

第五条の二　相手国等の相手国等転出時課税の規定の適用を受けた所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が、当該適用に係る資産の譲渡（同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）又は未決済信用取引等（同法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済による所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたことを考慮するものとされているときは、当該資産（同法第六十条の四第一項の規定の適用があるものを除く。）については同法第六十条の四第一項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等と、当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（同条第二項の規定の適用があるものを除く。）については同条第二項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引とそれぞれみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額、山林所得の金額」と、「をしたものとみなして当該譲渡に係る」とあるのは「による所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「による」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。

2　前項に規定する相手国等転出時課税の規定とは、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外転出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第九十五条第一項に規定する外国所得税を課することとされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。

3　第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条の二第二項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第三項及び第四項中「、当該相手国等においてその法令に基づき」及び「ものとされる」を削り、同条第五項中「、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき」を削り、「なつている当該」の下に「租税条約の」を加え、「ものとされる」を削る。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第十四条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十六条第九項」を「第十六条第十一項」に改める。

第六条第一項ただし書及び第二項ただし書中「ただし、」の下に「新たに業務を開始した個人又は」を、「一部が、」の下に「その業務の開始の日から同日以後五月を経過する日までの間又は」を、「あるときは、」の下に「その業務の開始の日以後二月を経過する日又はその」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

第十条の二第一項中「、東日本大震災復興特別区域法」の下に「（平成二十三年法律第百二十二号）」を加え、同条第五項第一号ヘ中「ホに」を「トに」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「ハに」を「ニ及びホに」に、「百分の二十五（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）」を「百分の十七」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　建物及びその附属設備並びに構築物（第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体（同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の指定を受けたものが取得又は建設